**特別養護老人ホーム　山科すみれ園**

**関係者間におけるハラスメント防止対策に関する基本方針**

**1.　目的**

社会福祉法人すみれ厚生会特別養護老人ホーム山科すみれ園（以下「山科すみれ園」と表記）が事業運営を行うにあたり、ご利用者様やそのご家族様、並びに業務に関わる取引先の皆様等、関係する方々との間においては、信頼関係及び協力関係が重要となります。この指針は、山科すみれ園として、ご利用者様ご家族様、また関係する全ての方々に対して、山科すみれ園が守るべきことを定めるのみならず、関係する皆様にも尊守して頂くことをお願いします。

**2.　ハラスメントについての定義**

ハラスメントとは、広義には「人権侵害」を意味し、性別や年齢、職業、宗教、社会的出自、人種、民族、国籍、身体的特徴、セクシュアリティなどの属性、あるいは広く人格に関する言動などによって、相手に不快感や不利益を与え、その尊厳を不当に傷つける許されない行為です。

**3.　代表的な言動例**

|  |  |
| --- | --- |
| 1:身体的な攻撃(暴行.傷害) | 殴る蹴る等の直接的な傷害行為、物を投げる、唾を吐きかける、長時間の正座の強要、合理的な理由のない長時間による拘束など |
| 2:精神的な攻撃(脅迫・名誉棄損.侮辱.ひどい暴言) | 相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動、他の面前における大声での威圧的な叱責、個人の容姿や人格を貶める発言、誹謗中傷（SNSやインターネットへの書き込み含む）、ストーカー行為、常識の範囲を著しく逸脱した要求や恐怖感を与えるような要求（強要行為）など |
| 3:人間関係からの切り離し(仲間外し・無視) | 自身の意に沿わない者に対して、仕事を外したり、必要な調整や連絡、その他業務の遂行をわざと滞らせるなど |
| 4:過大な要求 | 勤務に直接関係のない作業させる、業務とは関係のない私的な雑用の処理を強制的に行わせるなど |
| 5：セクシャルハラスメント | 立場を利用した性的な誘いかけや性的行為の強要、好意的態度の強要、不要な接触行為、性的な内容の電話やメール、発言、画像データ等の送り付け、性別の偏見に基づいた発言等 |
| その他 | 合理的理由のない謝罪要求や土下座を強要するなどの過度な謝罪要求、懲戒処分の強要、合理的理由のない金品要求、合理的理由のない場所への呼び出し、合理的な根拠のない介護方法の強要など |

**3.　ハラスメントが発生した場合の対応について**

山科すみれ園では、関係する方々との間に当園職員からハラスメントに該当する行為があった場合、内容について確認し、該当する行為が認められた場合には、誠心誠意を以ってその解決を目指します。損害を生じさせた場合は、協議の下、損害賠償に応じます。

逆に当園職員がハラスメント行為を受けた場合は、適宜、警察や弁護士等と協議し必要な措置を取らせて頂きます。また、ハラスメント行為が悪質であり、関係の継続が難しいと当園が判断した場合は契約を終了させて頂きます。またハラスメント行為による実害が生じた場合は、弁護士と相談の上、損害賠償の請求を行います。

**4.　　ハラスメント防止に関する相談窓口及び解決責任者**

山科すみれ園では、ハラスメントに関する担当者を設置することで、ハラスメントが生じた場合の対応体制を構築し、その解決に当たります。

・解決責任者：吉岡　雄大（職種：施設長）

・相談窓口担当者：藤原　圭一郎（職種：副施設長兼相談支援課長）

**5.　事業所の責務**

1. 山科すみれ園職員は、ハラスメントに対する正しい知識を持ち、利用者やご家族、関係する取引先等にハラスメントを行ってはならない。
2. 山科すみれ園の職員を管理監督する地位にある者は、利用者やご家族、関係する取引先等との良好な信頼関係・協力関係を確保するため、日常の業務を通じてハラスメントの防止に努めるとともに、ハラスメントの問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。
3. 山科すみれ園の職員がハラスメントの被害を受けた場合、被害に遭った職員のケアを最優先に努めなければならない。
4. 山科すみれ園の職員がハラスメントの被害を受けた場合、弁護士や警察等の関係機関と相談連携を図り対応しなければならない。
5. 山科すみれ園の職員が、反社会的勢力及び反社会的勢力を背景とした、またはその関係を想定させる不当または不法な圧力を受けた場合は、断固たる対応を行うものとし、必ず警察等関係機関との連携に基づいて対応しなければならない。

**6.　当該指針の見直し、及び閲覧について**

ハラスメントを取り巻く状況の変化等により、必要に応じて本方針の見直しを行います。なお、この指針は施設内に掲示し広く周知するとともに、当事業所のホームページにも掲載致します。

（付則）

・令和６年３月１日より施行します。